



令和4年9月26日

No.212-22-G-0256

一般財団法人 化学物質評価研究機構
東京事業所
埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番地
TEL 0480-37-2601 FAX 0480-37-2521



1. 依頼者 株式会社コンテック 殿
2. 試験期間 令和4年9月13日～令和4年9月15日
3. 試料
- (1) 試料名 アルコールテスター KE-302
試料 No.24、SN : 2207202735
試料 No.25、SN : 2206200064
試料 No.28、SN : 2206200172
試料 No.31、SN : 2206200687 計4点
- (2) 写真

**4. 試験項目及び方法**

- (1) 試験項目 アルコール検知器の性能評価試験
- (2) 試験方法 ①直線性試験

国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センターで生産された認証標準物質を原料として、ISO 6142-1 : 2015 に規定されている質量比混合合法により製造したエタノール標準ガスを用いて、アルコール濃度測定器を校正した。その後、エタノールガス発生装置を用いて、流量 10 L/min のエタノールガスを発生させ、このガスの濃度をアルコール濃度測定器で測定した (0.00 mg/L、0.10 mg/L 及び 0.15 mg/L)。上記の方法で発生させたエタノールガスを各試料に 1 回ずつ導入し、指示値を読み取った。

次頁に続く

②繰り返し性試験

国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センターで生産された認証標準物質を原料として、ISO 6142-1 : 2015 に規定されている質量比混合法により製造したエタノール標準ガスを用いて、アルコール濃度測定器を校正した。その後、エタノールガス発生装置を用いて、流量 10 L/min のエタノールガスを発生させ、このガスの濃度をアルコール濃度測定器で測定した (0.00 mg/L、0.10 mg/L 及び 0.15 mg/L)。上記の方法で発生させたエタノールガスを試料 No.31 に繰り返し 10 回導入し、指示値を読み取った。

③干渉ガスの影響

一酸化炭素 (50 vol ppm)、アセトン (10 vol ppm) 及び水素 (50 vol ppm) それぞれのガスを流量 10 L/min で試料 No.28 に 1 回ずつ導入し、指示値を読み取った。

5. 試験結果

①直線性試験

		単位 mg/L			
		発生ガス濃度			
		0.00	0.10	0.15	
指 示 値	試料 No.	24	0.00	0.12	0.19
	25	0.00	0.16	0.21	
	28	0.00	0.13	0.19	
	31	0.00	0.14	0.18	

②繰り返し性試験

		単位 mg/L		
試料 No.31		発生ガス濃度		
		0.00	0.10	0.15
指 示 値	1 回目	0.00	0.14	0.17
	2 回目	0.00	0.14	0.18
	3 回目	0.00	0.13	0.18
	4 回目	0.00	0.15	0.18
	5 回目	0.00	0.13	0.17
	6 回目	0.00	0.12	0.18
	7 回目	0.00	0.14	0.17
	8 回目	0.00	0.15	0.17
	9 回目	0.00	0.13	0.17
	10 回目	0.00	0.13	0.17

③干渉ガスの影響

		単位 mg/L		
試料 No.28		干渉ガス成分名		
		一酸化炭素	アセトン	水素
指 示 値		0.00	0.00	0.00

6. 備 考

試験環境

室温：(24～26) °C、湿度：(46～61) %RH

本試験報告書に記載の「試料No.」については、依頼者が試料本体に貼付したラベルに記載したものであり、試料の個体識別のために使用した。

本試験報告書は、依頼者より提供されたアルコールテスター KE-302 計4点の試験結果を記述したものであり、この4点以外のアルコールテスター KE-302 に適用されるものではない。

本試験はアルコール検知器協議会による、アルコール検知器検定制度に基づく試験ではない。また、本機構は依頼者が選んだ試料について試験を実施しており、試料の抜き取りを実施していない。

本試験報告書に記載された試料に関する固有情報は、依頼者より提供されたものであり、情報が異なる場合は結果に影響を及ぼす可能性がある。
また、それによって影響を受ける結果について、本機構では責任を負わない。

以 上

(受付 No.212-22-1-0917)